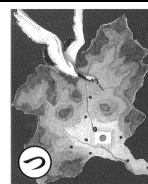




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年10月27日（火） 号 外 （第3号）

■ 目 次

告 示

○知事指定薬物の指定（薬務課）

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第240号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年10月27日

群馬県知事 山 本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)-N-メチルエタン-1-アミン（通称名5-MeO-MET）及びその塩類
- (2) N-エチル-2-{5-ニトロ-2-[(4-プロボキシフェニル)メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン（通称名N-Desethyl-protonitazene）及びその塩類
- (3) (1 α H, 5 α H)-トロパン-3 α -イル 2-フルオロベンゾエート（通称名2-F-tropacaine）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和8年10月28日